

事務連絡
令和元年5月23日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

動物用医薬品等の収去に係る業務の移管について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり薬事監視指導班長事務連絡がありましたので、お知らせします。

事務連絡
令和元年5月23日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 専務理事 殿

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課
課長補佐（薬事監視指導班担当）

動物用医薬品等の収去に係る業務の移管について

平素より動物薬事行政に御理解・御協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

標記の件について、別紙のとおり各地方農政局及び北海道農政事務所消費・安全部安全管理課長並びに内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課長宛に連絡したことをお知らせします。

※また、収去対象品目の製造計画について、動物医薬品検査所から貴協会会員に関する製造業者に問い合わせる場合がございますので、御協力ください。

写

(別紙)

事務連絡
令和元年5月23日

地方農政局消費・安全部安全管理課長
北海道農政事務所消費・安全部安全管理課長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課長

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（薬事監視指導班担当）

動物用医薬品等の収去に係る業務の移管について

平素より動物薬事行政の推進に御理解・御協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、流通中の動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品、医療器機等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第69条第4項に基づいて動物用医薬品等の製造販売業者、製造業者又は販売業者に保管されている製品を収去し、又は検査する業務については、農林水産省動物医薬品検査所（以下「動物医薬品検査所」という。）又は都道府県の薬事監視員等により行われてきたところです。

令和元年度から、動物医薬品検査所における動物用医薬品等の収去又は検査のうち、主に製造業者からの製品の収去については、貴課動物用医薬品担当者の業務とします。

後日、動物医薬品検査所から令和元年度の収去計画及び貴局管内の収去対象品目のリストについてお送りしますので御承知おき下さい。